

これが「企業の労働110番」です



「はい、こちら企業の労働110番です」。事業を始めて間もない建設業の社長さんからのお電話で、雇用保険の届出書類についてのご質問でしたが、説明をお聞き

になった後に、こんなことをおっしゃいました。「こんなに難しい手続きを、これからもしないといけないんでしょうか」。そこで、労働保険事務

一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部

社会保険労務士 村松 協子

労働保険事務組合をご存知ですか

いたしました。

労働保険事務組合とは、『事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣

の認可を受けた中小事業主等の団体」です。つまり、労働保険事務組合（以下、事務組合と記載）に労働保険事務を委託すると、労働保険事務については、委託できる範囲内で、事務組合に処理を任せることができます。では、委託できる事務とはどのようなもの

でしょうか。それは、概ね次の通りです。
(1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
(2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険

の事業所設置届の提出等に関する事務
(3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
(4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
(5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

労働保険を事務委託するメリットは



- 労働保険料の分割納付
- 事業主の特別加入

（印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は除く）

この時期始まる、いわゆる労働保険料の年度更新のお手続きや、従業員の入退社に関するお手続きも委託できる労働保険事務に含まれています。

また、労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付することができま

す。このように、労働保険事務を事業主に代わって事務組合が処理しますことで、複雑で煩雑な事務の手間が省け、事業主には安心して本業に力を入れていただくことができるので

また、もうひとつの大きなメリットとして、事業主も労働保険に特別加入できることが挙げられます。つまり、従業員と一緒に

仕事をされる事業主でも、本来労災保険には加入できません。そんな事業主が、もしも被災された場合……、想像するだけで恐ろしいですね。

しかし、事務組合に事務委託していただくことで、事業主も労災保険に特別加入することができ

いでしょう。なお、委託していただく事業主につきましては、業種によって事業規模要件があり、常時使用する労働者数が次のようになります。

- 金融・保険・不動産・小売業 50人以下
- 卸売の事業・サービス業 100人以下
- その他の事業 300人以下

以上、冒頭の社長さんには、労働保険事務組合のご説明をいたしました。

私ども名北労働基準協会では、労働保険事務組合の役割を「労働保険部」が担っております。労働保険の知識豊富なスタッフが、委託していただいている事業主のお役に立てるよう、日々事務処理やご相談にあずかっております。

詳細につきましては、当協会労働保険部（☎052-962-0421）まで。

イラスト・森沢康代